公示送達

市五東第五五六号
　市原都市計画事業五井駅前東土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。
　通知の内容
市五東第五五五号
　平成二十三年五月二十五日
　土地区画整理法第百三条第一項の規定により、市原都市計画事業五井駅前東土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書、及び換地図のとおり換地処分をします。
　記
一、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
　氏名　仲村志げ子
　住所　千葉県市原市五井中央東二丁目三〇番地五
二、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
　氏名　津根三藏、大津富四郎、宮崎吉太郎、相川久七、永野宇吉、宮崎彦太郎、池田惣吉郎、永野嘉吉、髙澤忠藏、中島長次郎、神崎庄五郎、廣辺善次郎、中島冨之吉、中島要吉、津根トヨ、津根羽平、永野冨次郎、小倉宇之八、相川小三郎、小倉榮藏、中村栄吉、大津源七、石井甚吉、相川半五郎、関本長吉、宮崎豊造、石井角次郎、小倉新造、相川半造、時田辨太郎、池田力之吉、宮崎銀藏、中島宇之太郎、中島清造、小倉庄之平、中島徳次郎、永島源造、庄司源造、中島松次郎、永野礒次郎、宮崎弥市
　住所　未保存のため住所不明
三、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
　氏名　小出　勝亮
　住所　千葉県佐倉市石川九〇〇番地
四、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
　氏名　溝口　武
　住所　東京都荒川区日暮里町七丁目三一三番地
教示
（一）この処分について不服があるときは、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百二十七条の二第一項及び行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内（同法第十四条第一項）に千葉県知事に審査請求をすることができます。
（二）この処分について不服があるときは、上記（一）の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内（同法第十四条第一項）に市原市五井駅前東土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
（三）上記（一）の審査請求をした場合においては、行政事件訴訟法の規定に基づき、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内（同法第十四条第三項）に市原市五井駅前東土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
　平成二十三年五月三十一日
　千葉県市原市五井八五〇七番地二
　市原市五井駅前東土地区画整理組合
　理事長　勝地　光
　なお、換地明細書・各筆各権利別清算金明細書・位置図・換地図については組合掲示場に掲示してあります。

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

　有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。
一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社ブイテック　東京都三鷹市下連雀三丁目三八番四号三鷹産業プラザ三〇四
二　保証金の額　金三十万円
三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。
四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。
　平成二十三年五月三十一日
　北海道札幌市白石区東札幌三条五丁目三番二四号
　株式会社ネイクス
　代表取締役　端　一二

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

　有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。
一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　有限会社プランニング工房かなえ　有限会社プランニング工房かなえ　大阪府大阪市東淀川区菅原三―八―六淡路第一ダイヤモンドハイム一一二号
二　保証金の額　金三十万円
三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。
四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。
　平成二十三年五月三十一日
　大阪府堺市堺区昭和通一丁九番地
　有限会社プランニング工房かなえ
　代表取締役　谷口　香苗

第11期決算公告

平成23年5月31日
千葉県浦安市入船一丁目5番2号
株式会社ユーコーポレーション
代表取締役社長　赤坂祐一郎

貸借対照表の要旨
（平成23年2月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	90,951
	合計	90,951
負純資産の債及び部	流動負債	50,567
	株主資本	40,383
	資本金	10,000
	利益剰余金	30,383
	その他利益剰余金	30,383
	（うち当期純利益）	(3,058)
	合計	90,951

第70期決算公告

平成23年5月31日
埼玉県比企郡滑川町大字都25番34号
株式会社健正堂
代表取締役　山口　俊治

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	124,506
	固定資産	41,064
	合計	165,571
負純資産の債及び部	流動負債	21,755
	固定負債	207,850
	株主資本	△64,034
	資本金	20,000
	資本剰余金	1,624
	利益準備金	1,624
	利益剰余金	△85,658
	その他利益剰余金	5,000
	（うち当期純利益）	△90,658
	合計	(29,421)
		165,571

第6期決算公告

平成23年5月31日
東京都中央区日本橋小網町3番14号
株式会社日本起重機製作所
代表取締役　落合　清孝

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,273
	固定資産	119
	合計	1,392
負純資産の債及び部	流動負債	339
	固定負債	131
	株主資本	920
	資本金	50
	資本剰余金	874
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	862
	（うち当期純利益）	(123)
	自己株式	△4
	合計	1,392